

中津川市国土強靱化地域計画

～強く、しなやかな中津川市を築き上げるために～

(令和6年度～令和8年度)

令和6年4月改訂

中津川市

<目次>

はじめに.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の性格.....	1
3. 計画期間.....	1
第1章 強靱化の基本的考え方.....	2
1. 強靱化の理念.....	2
2. 基本目標.....	3
3. 強靱化を推進する上での基本的な方針.....	3
第2章 本市の地域特性.....	6
1. 地理的・地形的特性.....	6
2. 気候的特性.....	8
3. 社会経済特性.....	9
4. 計画策定に際して想定するリスク.....	10
(1) 風水害（大雨、洪水、内水氾濫、土砂災害、台風、竜巻）、大雪.....	11
(2) 巨大地震（南海トラフ地震、内陸直下型地震）.....	13
第3章 脆弱性評価.....	15
1. 脆弱性評価の考え方.....	15
2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定.....	15
3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価.....	16
第4章 強靱化の推進方針.....	18
1 推進方針の整理.....	18
2 施策分野ごとの強靱化の推進方針.....	18
(1) 交通・物流.....	18
(2) 国土保全.....	20
(3) 農林水産.....	20
(4) 都市・住宅／土地利用.....	21
(5) 保健医療・福祉.....	23
(6) 産業.....	23
(7) ライフライン・情報通信.....	24
(8) 行政機能.....	25
(9) 環境.....	28
(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成.....	29
(11) 官民連携.....	30
(12) メンテナンス・老朽化対策.....	30
第5章 計画の推進.....	32
1 施策の重点化.....	32
2 計画の見直し.....	33

はじめに

1. 計画策定の趣旨

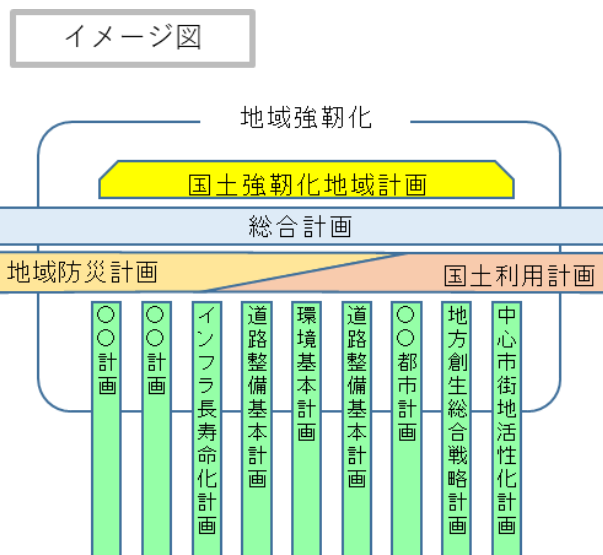
平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法では、その第 13 条に「都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本計画は、この規定に基づき、豪雨災害・巨大地震等、いかなる災害が発生した場合でも機能不全に陥らず、持続し続ける「強く、しなやかな中津川市」を作り上げるために策定するものである。

2. 計画の性格

本計画は、強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものである。よって、強靭化に関する内容については、地域防災計画をはじめとする市の様々な分野の計画等の指針となる性格を有するものである。



3. 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までとし、次期計画以降は中津川市総合計画の見直し期間と合わせ、計画期間を 4 年間とする。

第1章 強靱化の基本的考え方

1. 強靱化の理念

本市は、岐阜県の東南端に位置し、日本百名山の恵那山をはじめとした山々に囲まれ、木曾川、付知川といった清流に代表される自然は、暮らしを支え、多様な文化を育んできた。その一方で、古来より先人たちは、あまたの災害に見舞われるも、その教訓を活かすとともに、たゆまず治山・治水に熱意を持って取り組み、教訓と知恵を継承し、住み良いこの中津川市を築き上げてきた。

そして今日、かつてない少子・高齢社会、人口減少が進み、地域防災力・活動力の低下が懸念される中であっても、災害に強く、しなやかで、活力に満ちた中津川市を築き、次の世代へ引き継いでいくために、私たちは豪雨災害や巨大地震といった危機を常に念頭に置きながら、平時からの備えを怠ることなく進めていかなければならない。

（過去の教訓を活かし、大規模自然災害に備えた取組みを強化する）

本市は、これまで昭和7（1932）年の四ツ目川災害、昭和34（1959）年の伊勢湾台風、昭和58（1983）年の9.28災害等の自然災害に見舞われ、尊い命や財産を失っている。近年も豪雨による災害が毎年のように発生し、異常気象による局地的な豪雨災害や大規模地震の発生が危惧されている。

過去の災害の教訓や近年の気候変動の影響による全国各地での豪雨災害の激甚化・頻発化、さらには震度5以上の大規模地震の発生回数の増加等「想定外の常態化」ともいうべき状況を踏まえ、国や県、近隣市町村と連携し、市、関係団体、企業、そして市民が一体となって、豪雨災害や今にも起こり得る巨大地震等の大規模自然災害に備えた事前防災・減災及び迅速な復旧復興に向けた取組みの強化を図っていく必要がある。

（農山村、中山間地域を守る）

本市は総面積の8割を森林が占めており、国有林から産出される樹齢数百年のヒノキが伊勢神宮の「式年遷宮材」として使用される木曾ヒノキ備林（旧神宮備林）をはじめとする豊かな森林や、そこから育まれた水が流れ込む木曾川、付知川等、美しい清流に恵まれている。これら豊かな自然の恩恵を享受している本市においては、国土保全の観点から、多面的機能を有する森林や農地が適切に保全されることが重要であり、農山村、中山間地域における営みとその重要な役割を担っている。また、我が国の豊かな伝統、地域文化の源である農山村や中山間地域が元気であることは、地域コミュニティの活力（＝災害対応力）を高めるうえでも重要である。

（交通の要衝の地域として国全体の強靱化に貢献する）

従来から名古屋、木曾、飯田、下呂方面への交通の要衝にある本市は、沿岸部の幹線が被災した際に備えた代替ネットワークを確保すること、あるいは首都機能のバックアップ拠点や企業の本社機能のリスク分散の適地としての役割を担うこと等、国全体の強

靱化に貢献することが期待されている。

(自助、共助及び公助による災害対応力の強化を図る)

東日本大震災をはじめとする過去の大規模災害では、住民の助け合いによって多くの命が救われている。「自らの命は自らで守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを原則に、災害に対する不断の備えを進め、公助と適切に連携・協働しつつ、自助・共助による市民自身及び地域の災害対応力の強化を図ることが必要である。

こうした理念のもと、強靱化の取組みを市民一体となって進めることにより、本市の安全安心なまちづくりの推進と継続的発展につなげていく。

2. 基本目標

基本法では、その第14条で、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されている。

これを踏まえ、中津川市国土強靱化地域計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靱化を推進することとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 市民の生命の保護が最大限図られること② 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化④ 迅速な復旧復興 |
|---|

3. 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靱化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

(1) 本市の特性を踏まえた取組推進

- ・人口減少や過疎化の進行等、本市を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組みを進めること。
- ・過去の災害から得られた教訓を最大限活用するとともに、想定外の事態が常態化してきたことも念頭に置いて取組みに当たること。
- ・東西・南北交通の結節点に位置する本市の地理的な重要性や災害リスクを踏まえ、近隣市町村との連携等、広域的な視点から取組みを進めること。
- ・それぞれの地域が有する潜在能力を最大限活用するとともに、消防団員や建設業、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進める等、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組みに当たること。

(2) 効率的・効果的な取組推進

- ・国、県、ライフライン関連等の民間事業者、住民等、関係者相互の連携により取組みを進めること。
- ・「自律・分散・協調」型の国土構造の実現に向けた取組みを国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組みに当たること。
- ・非常時のみならず、日常の市民生活の安全安心、産業の活性化、国際・都市間競争に資する対策となるよう工夫すること。その際は、現在進められている「地方創生」の取組みとの連携を図ること。
- ・限られた資源の中、国・県の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備にあたっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。

(3) 防災教育・人材育成と官民連携の取組推進

- ・強靱化の担い手は市民一人ひとりであるという視点に立ち、自らの災害リスクや防災気象情報、避難情報等を我が事として認識し身を守る行動につなげられるよう、学校や職場、自治会等を通じた継続的な防災教育の取組みを進めること。
- ・平時における防災教育の担い手として、また、災害時における避難誘導や避難所運営支援等、地域防災力の要として、防災士をはじめとした地域の防災リーダーや消防団員等の防災人材の育成を男女共同参画の視点にも配慮しつつ推進すること。
- ・強靱化を実効性のあるものとするためにも、行政のみならず企業・団体、NPO、ボランティア、民間事業者等との連携による取組みを進めること。

(参考) 国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」(要約)

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ①強靱性を損なう本質的原因を吟味した取組推進
- ②強靱性確保の遅延による被害拡大を見据え長期的視野を持った取組推進
- ③地域間連携の強化、東京一極集中から「自律、分散・協調」型国土構造の実現
- ④経済社会システムの潜在力、抵抗力、回復力、適応力の強化
- ⑤制度、規制の適正なあり方を見据えた取組推進

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ハード・ソフト対策の適切な組み合わせ
- ⑦自助、共助及び公助の適切な組合せと官と民の適切な連携及び役割分担
- ⑧平時の有効活用

(3) 効率的な施策の推進

- ⑨施策の重点化の推進
- ⑩既存の社会資本の有効活用
- ⑪民間資金の積極的活用
- ⑫施設等の効率的、効果的な維持管理
- ⑬土地の合理的利用の促進
- ⑭研究開発の推進と成果の普及

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が適切に活動できる環境整備
- ⑯女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等への配慮
- ⑰環境との調和、景観の維持への配慮、自然環境の有する多様な機能の活用

第2章 本市の地域特性

1. 地理的・地形的特性

(清流の国・木の国山の国)

本市は、東西約28km、南北約49km、総面積676.45k㎡、東を長野県と接する岐阜県の東南端に位置し、南部は恵那山とその前面に屏風山山系が北東から南西方向に連なり、北部は阿寺山地が北西から南東方向に山を連ね、市全域に山地が広く分布している。その山間の低地を北から白川（加子母川）・付知川・川上川が流れ、中央を東西に流れる南の木曾川に注ぐ等、清流に恵まれた地方都市である。

また、市の最も標高の高い場所である恵那山頂上(2,191m)と、最も低い場所(230m)では比高差1,900m以上のかかなり急峻な地形を形成していること、山間狭隘部の河川沿いに集落が連担していることから、浸水害や土砂災害のおそれのある区域が多数存在しているとともに、山間部には孤立する恐れのある集落も点在している状況にある。

- ・土砂災害警戒区域 990箇所 [令和5年11月24日時点]
- ・浸水想定区域（4河川）118ha [平成17年11月1日公表]
※内訳＝木曾川74ha、中津川12ha、後田川10ha、前川22ha
- ・市内に32集落存在 [令和5年8月1日時点]

(交通の要衝)

本市は、古くは東山道、中山道、南北街道等の交通の要衝として栄え、現在では東西に国道19号・中央自動車道・JR中央本線、南北に国道363、257号が走り、尾張・飛騨・信州方面への人や物の往来により、産業や街道文化が発展してきた。

リニア中央新幹線の開業(2027年開業予定)に伴う岐阜県駅や濃飛横断自動車道等の幹線道路、(仮称)神坂スマートインターチェンジの整備により、ますますこの地域の要として担う役割が大きくなっていくと考えられる。

(市内の道路・橋梁等道路施設の状況)

市内の道路状況は、国管理の国道19号、県管理の国道256、257、363号のほか、主要地方道等19路線、市道においては2,595路線、延長約1,386kmに及び、山間の地形から市道橋梁は868橋、トンネルは7か所となる。また、道路ネットワーク上重要な橋梁と位置付けている橋の建設後50年を経過する割合は、平成25(2013)年時点で約18%、令和5(2023)年には約37%、令和15(2033)年には約58%と高齢化する橋梁が急増することから、橋梁、トンネル等道路施設の計画的な維持補修が極めて重要となっている。

◇市内施設の状況 (R4.4.1 現在)

※2022年度版中津川市統計書より

	国道	県道	市道	総数
道路の実延長	約94km	約118km	約1,386km	約1,598km
橋梁の状況	145橋 約5.2km	103橋 約2.5km	868橋 約15.8km	1,116橋 約23.6km

(亜炭鉱廃坑が存在)

愛知・岐阜・三重の東海3県には、亜炭が地下広く埋蔵されており、本市においても昭和14(1939)年から昭和30(1955)年まで、燃料に用いるために盛んに採掘されたが、エネルギー革命の影響により亜炭産業は急速に衰退し、その結果、採掘跡には手当てを施されていない廃坑空洞も残された。

その後、昭和34(1959)年度から昭和53(1978)年度まで行政による埋戻し等の復旧工事も行われ今日に至っているが、蜘蛛の巣のように張り巡らされた場所が不明の坑道として残っており、地下水変動や岩盤の劣化、地表の改変行為による廃坑上の土被り厚の減少等により、天盤の崩壊が引き起こされ、浅所陥没(※)につながるケースも年1~2回発生している。

今後発生が想定される巨大地震の影響で、住宅地の崩壊を引き起こす恐れもあり、人命や財産に重大な損失を与えることが懸念されている。

※浅所陥没とは、空洞深度が30m程度までの地表から浅い位置にある空洞天盤の崩壊により、上部地盤のすきま又は緩みが上方に伝播し、地表に現れる現象。

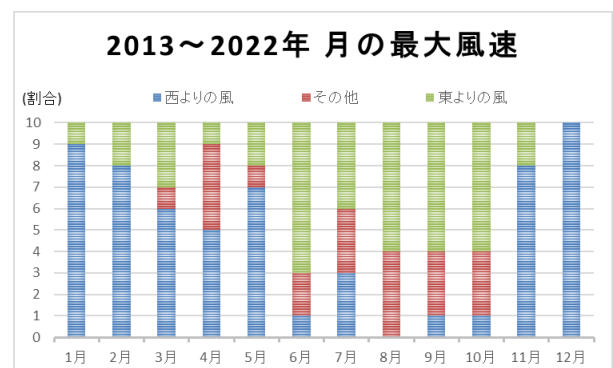
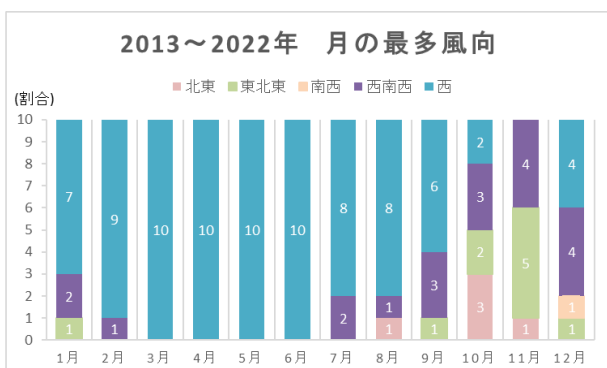
2. 気候的特性

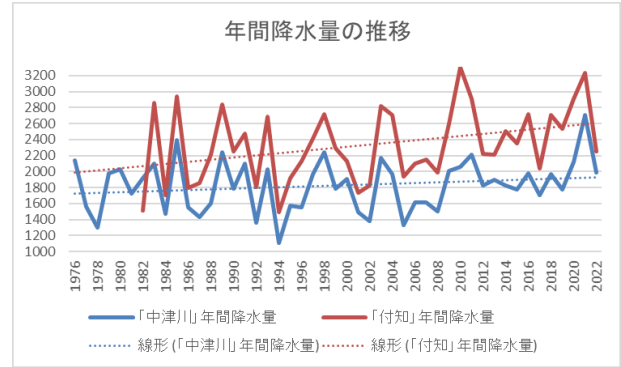
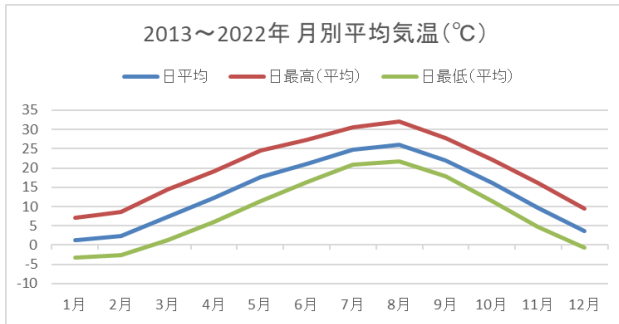
本市の気候は、中央アルプス周辺を中心に見られる内陸性の気候を示し、1年を通じて西よりの風(西から西南西)が多い。6月から10月は東よりの風が強く、残りの月は西よりの風が強く吹く。そして、冬は寒さが厳しく、夏は30度以上になるといった環境である。

また、年間降水量は増加傾向にあり、1982年との比較では、観測地点「中津川」で約1.1倍、観測地点「付知」で約1.2倍になっている。北部の年間降水量にいたっては、直近30年平均で2384mmと南部1836.3mmや岐阜市の平年値1860.7mmより大きく上回っている状況である。

※気象庁 過去の気象データより

観測地点「付知」は降水量のみ観測しているため、降水量以外は、観測地点「中津川」のもの。





※参考 岐阜の年間降水量(平年値 1991～2020) 1860.7mm

3. 社会経済特性

(人口減少と少子高齢化の進展)

令和5年7月末現在、本市の住民基本台帳(外国人含む)による人口は74,707人、世帯数は31,623世帯、一世帯あたり人員は2.36人、令和2年の国勢調査では、総人口に占める65歳以上の人口の割合(高齢化率)は32.6%となっている。

国勢調査によると平成7(1995)年をピークに人口が減少に転じ、1985年以降の30年間で高齢夫婦世帯や高齢単身世帯は大きく増加しており、過疎化による地域コミュニティの衰退や崩壊が懸念されている。

また、災害時の避難行動要支援者となる高齢者世帯や要介護者は、年々増加しており、災害時の支援も大きな課題となっている。

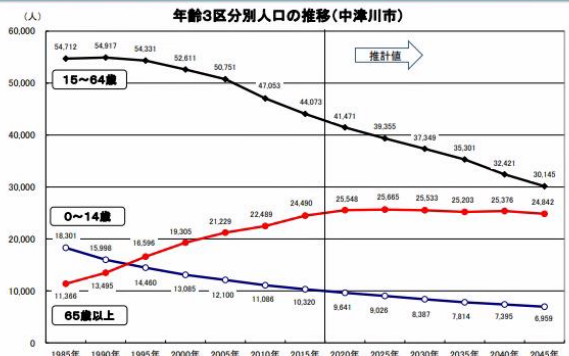
※出展：県統計課「2023.6統計からみた中津川市の現状」より

参考：将来の人口の見通し(総人口の推移)
(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」2018年3月)

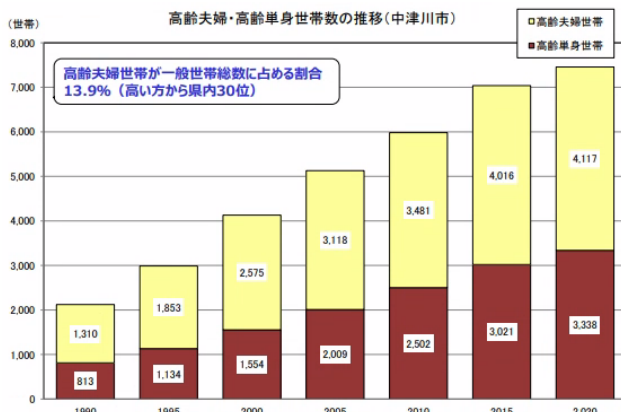


出典：総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2018年3月推計)
注：2000年以前は長野県山口村を含む

参考：将来の人口の見通し(年齢3区分別人口の推移)
(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」2018年3月)



出典：総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2018年3月推計)
注：2015年の年齢3区分別人口は、年齢不詳を按分した人口。
2000年以前は長野県山口村を含む。



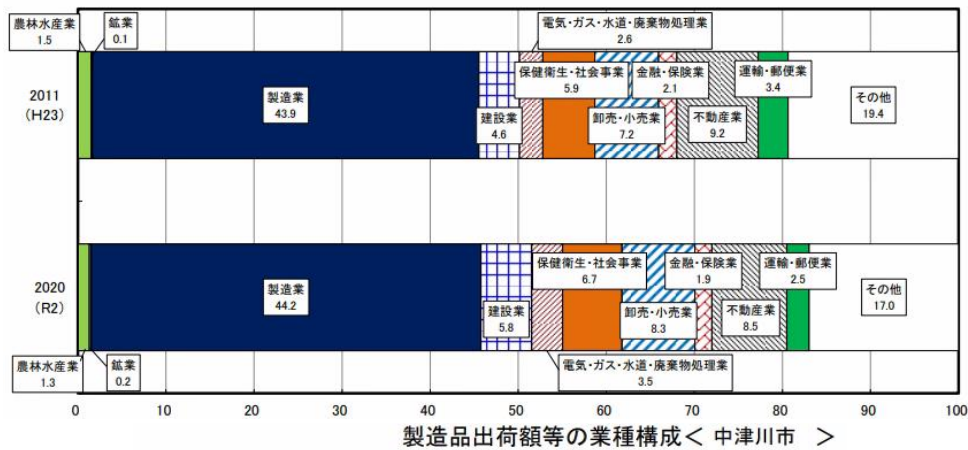
高齢夫婦世帯が一般世帯総数に占める割合
13.9% (高い方から県内30位)

(本市の地域経済の中核を担う製造業)

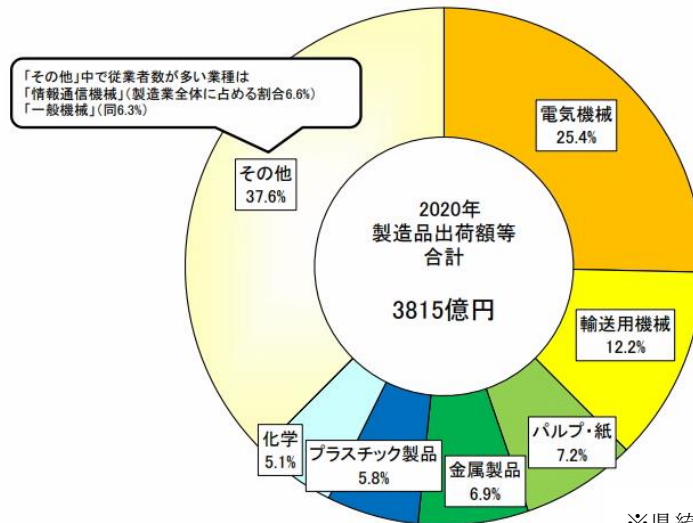
本市の令和2年時点の産業構造は、第2次産業が50%、第3次産業が48%となっている。平成23年から令和2年の10年間に於いて、第2次産業が増加し、金融・保険業、不動産業、運輸・郵便業を中心に第3次産業が減少している。

また、製造品出荷額等は、電気機械が25.4%と最も多く、次いで輸送用機械が12.2%を占める。

市町村内総生産の経済活動別構成比 (中津川市)



製造品出荷額等の業種構成< 中津川市 >



※県統計課「2023.6 統計からみた中津川市の現状」より

4. 計画策定に際して想定するリスク

市民生活・地域経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、原子力災害等の大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されるが、南海トラフ地震、内陸直下型地震等が遠くない将来に発生する可能性が高まっていることや、気候変動の影響等により風水害が多発していること、ひとたび、大規模な自然災害が発生すれば、本市の広範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画では、大規模な自然災害を対象とする。

(1) 風水害（大雨、洪水、内水氾濫、土砂災害、台風、竜巻）、大雪

本市では、過去には犠牲者を出した伊勢湾台風災害や四ツ目川災害等が発生し、近年も豪雨や台風、大雪により農業被害や道路災害等を引き起こし、毎年のように災害が発生している。

【市内で発生した甚大な風水害例】 ※降水量が分かり、人的被害があったもののみ記載

○ 昭和 7（1932）年 8 月 26 日、四ツ目川災害

旧中津町への集中豪雨（日雨量 147mm）に伴い 16 時頃前山（穴ヶ沢）が崩壊し、土石流が四ツ目川・中津川をはじめとする河川に流れ込み氾濫した。特に土石流を伴い氾濫した四ツ目川は、中津町市街地を襲い、中津川駅構内にまで押し寄せるほど大規模なものであった。死者 2 名、負傷者 24 名、流失（住居 63 戸、非住居 10 棟）、埋設全壊（住居 89 戸、非住居 5 戸）、埋設半壊（住居 156 戸、非住居 47 棟）、床上土砂入 114 戸、床下土砂入 98 棟、避難者約 2,500 名という甚大な災害を引き起こした。

○ 昭和 28（1953）年 7 月 19 日から 20 日、豪雨災害

旧坂下町の後山と稲荷山を中心に梅雨前線の影響により降った集中豪雨（連続雨量 178mm）は、全てを川上川と谷川に流出した。流路の狭い谷川では、土砂を含んだ濁流は一気に谷川を流れ下り、土砂で谷川が埋まり、下流にある島平・乙坂地区の土手を乗り越えて、道路は川となり腰まで浸った。この水害は、合郷地区（矢渕、時鐘）では死者を出し、外洞川下流では上田一町歩が河原となり、大門地区では県道が決壊し、高辺用水・町用水をはじめとした各用水はズタズタに切断された。死者 7 名、流失住居 3 戸、崩壊住居 1 戸、床上土砂埋設 30 数軒、被害総額 3 億円と大きな被害となった。

○ 昭和 34（1959）年 9 月 26 日、伊勢湾台風（台風 15 号）による災害

18 時頃、和歌山県に上陸した台風 15 号は、6 時間余りで三重県、愛知県、岐阜県と本州を縦断し、戦後において最大級の被害をもたらした。中心気圧 945hPa、平均風速 32.5m（瞬間最大風速 42.2m、風速 30m 以上の暴風雨圏 300～400km）、台風が岐阜県の中央を通過する約 3 時間は時間雨量 40～70mm の激しい雨が降り続き、中津川市、恵那市では、水よりも風による被害がひどく、特に民家に惨禍を及ぼした。死者 10 名、重軽傷者 150 名、家屋の全壊 467 戸、流失 2 戸、半壊 622 戸と非常に大きな災害の爪あとを残した。

○ 昭和 36 (1961) 年 6 月 25 日から 7 月 1 日、豪雨災害

梅雨前線の北上による長雨（連続雨量 462mm）のため、中津川をはじめとする各河川は増水し、土砂崩れを誘発して鉄砲水となって押し流したため、広い地域にわたり大きな被害を被った。特に川幅 2m 足らずの阿木後田川が鉄砲水により流域の住家 2 戸と 5 名を押し流し、土砂は 100m に拡がって、多数の家屋を半壊し、田畑は一面の河原と変わった。また、中津川上流の川上地区は、県道・護岸等がズタズタの惨状となり、市街地との連絡を絶たれて孤立した。死者 2 名、行方不明者 3 名、住居の全壊 9 戸、半壊 9 戸、流失 7 戸、床上浸水 49 戸、床下浸水 353 戸、非住居被害 79 戸、被災者 442 世帯 1,885 名、被害総額 5 億 8534 万円と大きな被害となった。

○ 昭和 58 (1983) 年 9 月 27 日から 28 日、台風 10 号による災害

台風 10 号による集中豪雨に見舞われ、中津地区では、連続雨量 280mm、最大時間雨量 46.5mm、阿木地区では、連続雨量 293mm、最大時間雨量 78.5mm、神坂地区では、連続雨量 351mm、最大時間雨量 85mm を記録し、市内全域にわたり大きな災害を被った。特に阿木地区では、川幅 2m たらす飯沼川が土石流により、流域の家屋多数を半壊、死者 1 名を出し、田畑は一面河原と化す等、最も大きい損害を受けた。他に河川の増水により県道にかかる美恵橋の流失や四ツ目川堤防の決壊、道路施設の損壊等を引きおこした。死者 2 名、被災者 180 世帯 620 名、家屋の全壊 1 戸、半壊 5 戸、床上浸水 18 戸、床下浸水 155 戸、一部破損 1 戸、非住家 18 戸、総被害額 60 億 7971 万 9 千円と大きな被害となった。

(短時間かつ局地的豪雨)

近年は、全国的に短時間かつ局地的な豪雨が頻発しており、本市でも数年に一度の割合で 1 時間に 50mm を超える非常に激しい雨が観測されていたが、その観測回数が多くなってきており、頻発化が顕著になっている。

この短時間かつ局地的な豪雨は、数時間で平年 1 カ月分の数倍もの降水量をもたらし、想定を上回る事象の急激な悪化により、避難情報の発令のタイミングを逸して、他県では対応が後手に回るといった事態も発生している。

このように想定を超える土砂災害や現在の河川の安全度を上回る出水が懸念される状況にあり、こうした災害に対し、いかに備えるかが喫緊の課題となっている。

1 時間雨量 50mm 以上の観測状況 ※1976~2022 年			
観測地点「中津川」			
観測日	雨量	観測日	雨量
1979/8/15	59.0	2014/6/8	50.5
1985/7/13	52.0	2016/8/2	53.5
1988/9/25	52.0	2020/7/11	51.5
2004/5/31	51.0	2021/7/19	60.0
観測地点「付知」			
観測日	雨量	観測日	雨量
1982/8/18	64.0	2021/8/14	50.5
1983/8/7	57.0		
1986/7/12	55.0		
2013/8/8	54.5		

2010/7/15	50.0	2021/8/13	50.5	2013/9/23	72.0		
2010/7/16	54.5	2022/7/8	51.0	2019/7/29	50.0		
2013/8/31	52.5	2022/9/3	53.5	2019/10/4	52.0		

日雨量 140mm 以上の観測状況 ※1976～2022 年							
観測地点「中津川」				観測地点「付知」			
観測日	雨量	観測日	雨量	観測日	雨量	観測日	雨量
1976/9/9	180.0	2000/9/12	160.0	1983/9/28	178.0	2000/9/11	160.0
1976/5/25	148.0	2020/7/11	145.0	1984/6/26	176.0	2011/9/20	237.5
1983/9/28	225.0	2021/8/13	171.0	1988/6/3	149.0	2018/7/5	199.5
1985/6/30	144.0	2021/8/14	141.5	1989/9/3	210.0	2019/8/16	152.0
1988/9/25	149.0			1997/11/26	148.0	2020/7/6	162.0
2000/9/11	171.0			1999/9/15	147.0	2021/8/14	267.5

(2) 巨大地震（南海トラフ地震、内陸直下型地震）

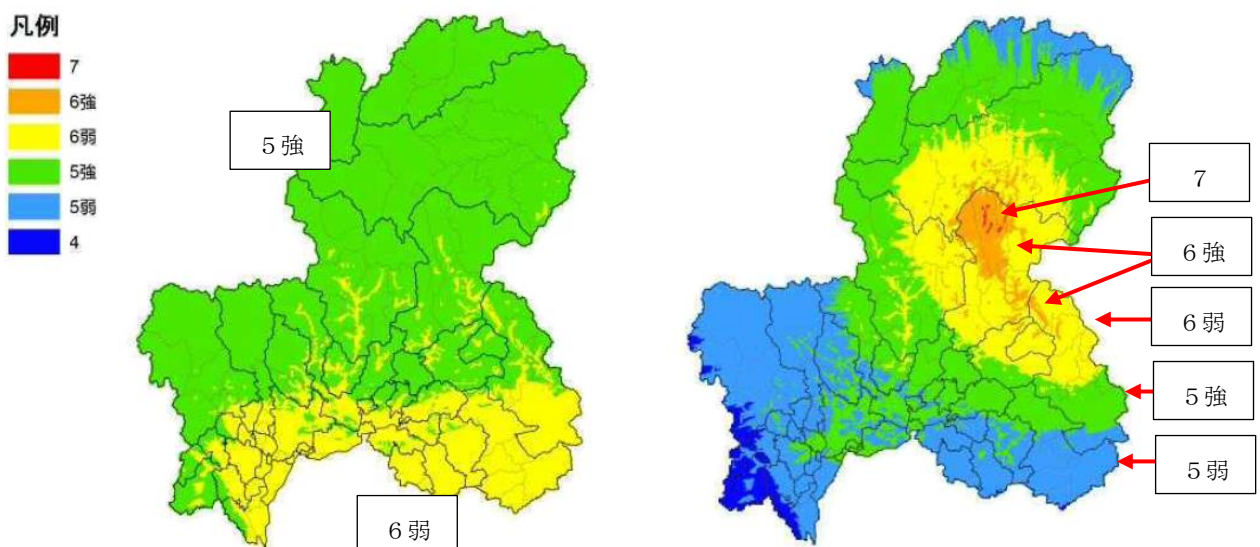
明治 24(1891)年 10 月 28 日に発生した根尾谷断層を震源とする濃尾地震（日本史上最大級の内陸直下型地震、マグニチュード 8.0）は、本市にも甚大な被害をもたらした。幸いにも濃尾地震を最後に、地震による大きな被害は記録されていないが、同クラスの地震が今後発生した場合、当時に比べ住宅の耐震性能は向上しているものの、建物倒壊や液状化現象等による被害は大きくなることが懸念されている。

また、市内には数多くの活断層が確認されており、地震による住宅密集地での建物倒壊や大規模火災の発生による死傷者の発生等、様々な被害が懸念されるため、平時からの備えが重要となっている。

〔予想される計測震度〕

南海トラフの巨大地震

阿寺断層系地震



※平成 23～24 年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査より

〔発生確率及び地震の規模（地震調査研究推進本部 2023. 1. 1）〕

地震名	マグニチュード	発生確率（％）		中津川市最大震度
		30年	50年	
南海トラフ	M9.0	70-80	90程度、もしくはそれ以上	6弱
屏風山（びょうぶやま）断層帯	M6.8	0.2-0.7	0.4-1	6弱
赤河（あこう）断層帯	M7.1	不明	不明	5強
恵那山-猿投山（さなげやま）北断層帯	M7.7	ほぼ0-2	ほぼ0-3	6弱
木曾山脈西縁断層帯主部南部	M6.3	ほぼ0-4	ほぼ0-7	5強
清内路峠断層帯	M7.4	不明	不明	6弱
阿寺断層帯北部	M6.9	6-11	10-20	6強
阿寺断層帯南部	M7.8	ほぼ0	ほぼ0	
佐見断層帯	M7.2	不明	不明	6弱
白川断層帯	M7.3	不明	不明	6弱

※中津川市最大震度（平成 23～24 年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査、中津川市地震防災マップ）

※過去の活動履歴が明らかでない場合、将来このような地震が発生する長期確率を求めることができないため、発生確率を不明としている。

※阿寺断層帯北部は、30年以内の地震発生確率が「6-11%」と、平成 7 年 1 月 17 日に発生した「阪神・淡路大震災」を引き起こした断層帯の地震発生直前における確率 0.02-8%を上回る高い数値となっている。

〔中津川市地震被害想定（冬の午前 5 時を想定）〕

地震名	建物被害			人的被害		避難者数	帰宅困難者
	全壊 (棟)	半壊 (棟)	焼失 (棟)	死者	負傷者	(建物被害及び 焼失)	
南海トラフ	320	3,299	—	15	621	2,531	566
阿寺断層帯（北側）	6,775	12,744	30	426	3,396	16,407	—
阿寺断層帯（南端）	1,480	4,775	—	93	1,114	5,023	—
屏風山・恵那山-猿投山断層帯	10,587	13,508	61	666	4,199	21,429	—

※「平成 23～24 年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」「平成 29～30 年度内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」より

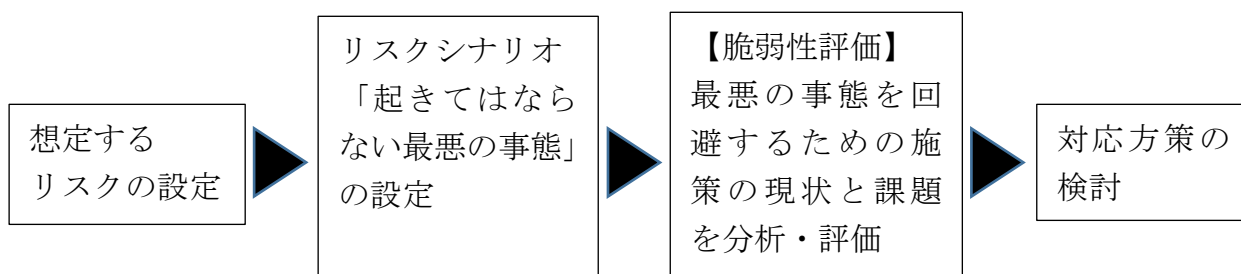
第3章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故等により致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国の基本計画では、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、国が実施した手法を踏まえ、以下の枠組み及び手順により、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討する。



2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定

前述した基本目標を達成するために「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」について、国の基本計画に設定されている項目を参考にしつつ、県計画との整合、本市の実情を勘案し、以下の項目を設定した。

	国	岐阜県	中津川市
事前に備えるべき目標	6	7	6
起きてはならない最悪の事態	35	26	19

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震等による住宅・建築物の倒壊や密集市街地等の大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生
		1-2	集中豪雨による市街地や集落等の大規模かつ長期にわたる浸水や大規模土砂災害・ため池・防災インフラの損壊・機能不全による甚大な人的被害の発生
		1-3	亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による住宅地崩壊に伴う死傷者の発生
		1-4	避難行動に必要な情報が適切に住民に提供されないことや情報伝達の不備等による、人的被害の発生

2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	被災地での食料・飲料水等、電力、燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れ及び重大な不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災
		2-5	劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康・心理状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	生活・経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺や風評被害などによる観光経済等への影響
		4-2	食料や物資の供給の途絶
		4-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大・多面的機能の低下
5	ライフライン、燃料、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
		5-2	幹線が分断するなど基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止、地域交通ネットワークの市内各地での分断
6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2	人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

19の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現在の施策を洗い出し、取組状況を整理の上、各施策の強み、弱みを分析・評価した。

その上で、分野横断的な視点で分析・評価するため、改めて以下の施策分野ごとに脆弱性評価を行い、施策分野の間で連携して取り組むべき施策の確認などを行った。

（評価結果は別紙。）

(個別施策分野)

①交通・物流、②国土保全、③農林水産、④都市・住宅／土地利用、
⑤保健医療・福祉、⑥産業、⑦ライフライン・情報通信、⑧行政機能、⑨環境

(横断的分野)

⑩リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成、⑪官民連携、
⑫メンテナンス・老朽化対策

第4章 強靱化の推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うに当たり設定した12の施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針（施策の策定に係る基本的な指針）として整理した。

2 施策分野ごとの強靱化の推進方針

12の施策分野ごとの推進方針を以下に示す。（「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針は別紙。）

これらの推進方針は、6つの目標に照らして必要な対応を施策分野ごとにとりまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

また、12の施策分野ごとの推進方針に、施策目標とする重要業績評価指標（KPI※1）を可能な範囲で設定し、PDCAサイクル（※2）に基づき、施策の効果の検証・改善を行うこととする。

※ 本計画にて設定した重要業績評価指標は、中津川市総合計画との整合・調和を図るために、計画にて使用している目標年及び重要業績評価指標を使用した。

その後の重要業績評価指標は、計画の見直し時期や次期計画の策定時等に設定をしていく。

※1 重要業績評価指標（KPI【Key Performance Indicatorの略】）とは、企業目標やビジネス戦略の実現に向けて、業務プロセスが適切に実施されているかどうかをモニタリングする目的で設定される業績評価指標のうち、特に重要なものを指す。

※2 PDCAサイクル【plan（立案・計画）、do（実施）、check（検証・評価）、act（改善）の頭文字をとったもの】とは、行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかそうという考え方である。

（1）交通・物流

（リニア中央新幹線周辺の道路ネットワーク整備）

- 災害時の広域的な代替輸送ルート確保、及び岐阜県の東の新たな玄関口として、周辺地域の振興に資するリニア岐阜県駅の広域的役割を踏まえ、濃飛横断自動車道と一体的に機能する市内幹線道路網を整備するとともに、中心市街地とリニア岐阜県駅を有機的に結びつけ、リニア開業に向けた基盤整備に取り組む。

（幹線道路整備）

- 道路の代替性や多重性の観点を踏まえつつ、中央自動車道、国道、県道等の整備促進を国、県等と連携し、広域的かつ高規格の幹線道路を軸とした、市内の幹線道

路ネットワークの構築を図る。また、幹線道路に加え各地域の復旧・復興に必要な道路ネットワークを確保する。

(緊急輸送道路ネットワークの確保)

- 大規模地震後も生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、緊急車両が通行できる機能の確保を図る。
- 橋梁の耐震化や無電柱化、法面の崩壊防止対策、トンネル、モルタル吹付法面などの道路施設整備等を含め、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路の整備を進めるとともに、緊急輸送道路等に繋がる幹線道路等の整備についても、橋梁の耐震化等災害に備えた対策を進める。
- 中央自動車道から警察・消防・自衛隊等の活動拠点への到達時間の短縮、迂回路の確保、救急医療アクセスの改善等を目指し、神坂PAにスマートインターチェンジの設置、及び東濃東部都市間連絡道路の整備を行う。

(生活道路ネットワークの確保)

- 災害時に生命に関わる物資の供給や救援活動に支障が生じないよう、平常時の交通の利便性と安全性の確保、生活基盤の向上と地域間交流の活性化を図るため、生活道路ネットワークの整備を推進する。
- 市が管理する市道の安全を確保するため、道路施設の点検を実施し、点検により修繕が必要となった施設の修繕工事を行う。

(道路の路面陥没対策)

- 南海トラフ地震等の発生の際、亜炭鉱廃坑による陥没が発生し、道路の通行に支障を来すことが懸念されるため、特に危険性の高い地域を中心に道路の路面陥没対策工事を行う。

(避難路の安全対策)

- 災害時の避難路となる通学路の危険性を除去するための安全対策を推進するため、通学路合同点検の結果を受け、児童及び歩行者を交通事故や自然災害から守る施設の整備を進める。

(鉄道の老朽化対策・存続支援)

- 第三セクター方式で経営している明知鉄道は、中津川市と恵那市を支える重要な地域交通機関であり、災害時の基幹的な交通手段として確保する。また、明知鉄道は、橋梁やトンネルなど重要インフラの老朽化が進み、安全運行に支障が生じる懸念があることから、特に対応が必要な事業を重点的に支援し、鉄道施設の予防的な老朽化対策を早急に進め、岐阜県、恵那市と連携し、存続を支援する。

(指標)

- ・ 緊急輸送路耐震化率（橋梁） 95.0%（R3）→97.0%（R8）

・リニア関連道路の整備率 28.95% (R3) →56.63% (R8)

(2) 国土保全

(治山治水工事の推進)

- 近年の気候変動による降雨の激甚化・頻発化傾向に伴い、甚大な浸水被害の発生が懸念される。このような状況下で、水害から生命はもとより、財産や暮らしを守り、社会経済活動を安心して営めるようにするため、国・岐阜県と連携して砂防工事、河川改修、河道の掘削や樹木伐採等、治山治水事業を推進する。

(河川・排水路の整備)

- 近年多発する局地的豪雨等の災害に対応できる河川や排水路の整備を進める。
【河川の河道確保（障害物の除去）、河川構造物及び砂防施設の点検、補修等】

(急傾斜地の崩壊対策)

- 急傾斜地に建つ住宅や避難所が集中豪雨等による災害で被害を受けることのないよう、岐阜県と連携して崩壊対策工事を進める。

(亜炭鉱廃坑対策の推進)

- 南海トラフ地震の発生が懸念されるなか、依然として広範に亜炭鉱廃坑が存在し防災対策事業を速やかに進める必要があることから、岐阜県と連携して、さらに効率的な調査・工事手法の確立・検証を含め、今後の新たな対策について検討を進める。

(指標)

・460m河川整備率 40% (R3) →58% (R8)

(3) 農林水産

(農地の適切な保全管理)

- 集落組織等が主体となり、農用地を維持管理していくための協定を締結し、農業生産活動等を行う取組みの継続支援を行い、協定面積の増加、地域の中心的担い手への農地集積の誘導、地域での今後の方向性の話し合いを活性化させる等、農業の生産条件が不利な中山間地域において、農業生産活動の継続を図る。

(農地集積の推進と担い手育成)

- 集落営農組織等の担い手の農業経営の安定のため、中間管理機構を活用した農地集積を推進して担い手の経営面積拡大を図り、それに伴う農業機械等の導入や農地の区画整理・農業用排水施設の整備等を支援する。また、農事組合法人の設立を推進し、新たな担い手の確保とその農地集積を進める。

(総合的な鳥獣被害対策)

- 国庫補助（鳥獣被害防止総合対策交付金等）を活用して柵の導入地域を増やし、また、銃猟免許取得費の補助を継続して狩猟者を増やし、防護と捕獲が一体となっ

た総合的な鳥獣被害対策を継続して実施する。

(災害に強い森林づくり)

- 豪雨による山地災害等を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け人工林の針広混交林化や間伐等の森林整備を計画的に推進する。

(農林道の機能維持と農道橋の耐震対策)

- 高度成長期以降の集中的な道路整備に伴い、多数の道路や橋梁が建設され、今後、それらの老朽化の進行が見込まれるため、道路長寿命化修繕計画や橋梁長寿命化修繕計画を策定し、予防保全的な対策を進め、健全な道路ネットワークの構築を図る。

(地域で行う水路・農道等の管理)

- 過疎化、高齢化、混住化が進行し、共同活動が困難になってきている地域の農用地、用排水路、農道等の施設が適切に維持されるように集落組織等が主体となった共同活動を支援及び推進する。

(農業水利施設の老朽化対策)

- 農業水利施設が有効に機能するよう施設の整備、維持管理、長寿命化等を実施する。

(農業用ため池の防災対策)

- 農業用ため池が自然災害等により決壊しないよう、下流地域に浸水被害が生ずる恐れのあるものについて、管理者・市・県の協働で点検・調査を実施し、ため池利用者等の理解を得ながら計画的な耐震整備を進める。
- ため池以外の農業用の代替水源が有り・受益農地無し等、他諸条件を満たすため池については、廃止に向けての取り組みを行う。

(指標)

- ・ 農地の集積面積 879.8ha (R3) →1000ha (R8)
- ・ 遊休農地面積 64.2ha (R3) →59.2ha (R8)
- ・ 森林整備面積 44ha (R3) →50ha (R8)

(4) 都市・住宅／土地利用

(民間建築物の耐震化)

- 住宅等の耐震改修を推進するため、建築士会の協力を得て木造家屋密集地への戸別訪問(木造住宅耐震化ローラー作戦)の実施、各種イベント、広報、出前講座による耐震化の重要性・必要性についての普及啓発と、木造住宅の無料耐震診断や耐震補強補助の耐震化を支援する施策(※)をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

※旧基準木造住宅の無料耐震診断の実施、耐震補強改修の補助、地域集会所の耐震診断助成、耐震シェルター設置の普及

(空き家対策)

- 災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災発生等を防止するため、空き家バンクの登録を推進して利活用を進めるとともに、空き家等の適正な管理について助言を行い、危険な空き家や今後を利用する見込みがない空き家等については、空き家解体支援事業補助金を活用する等して除却を行い、管理不全な空き家の解消に努める。

(応急仮設住宅の円滑かつ迅速な供給)

- 大規模災害時における迅速な応急仮設住宅供給のため、最大被害想定に見合ったものとなるよう必要戸数分の建設可能用地の選定等、「建設可能用地個別台帳」及び「配置計画」を必要に応じて見直しを行う。

(避難所の防災機能・生活環境の向上)

- 避難所を安心して利用できるよう災害特性に応じた配置状況の点検、耐震対策、非常用電源設備や備蓄倉庫の整備など、施設の建替え時などに設備設置を検討する。
- 可能な限り良好な生活環境を確保する観点から、トイレ対策（災害用トイレの備蓄、マンホールトイレの設置等）、バリアフリー化、暑さ・寒さ対策やプライバシー配慮対策をはじめ乳幼児のいる世帯や女性、障がい者、高齢者等に配慮した環境整備を、施設の建替え時などに検討する。

(公園整備の促進)

- 災害時の避難場所となる公園等に防災機能を備えた施設整備と危険と判定された施設の維持管理を行う。

(土地区画整理事業の促進)

- 土地区画整理事業により、区域内の幅員 4m 以上の道路に接道しない消防車等緊急車両の活動困難区域を解消する。

(地籍調査の促進)

- 土地の境界確認が円滑に行われることが、迅速な復旧、復興に繋がるため、地籍調査事業を引き続き促進する。

(文化財の保護対策の推進)

- 地域の文化財を適切に保存し後世へ継承するため、防災・防犯対策の徹底、大規模災害に備えた老朽化対策や、耐震調査・耐震補強等への支援、また、後世への継承や資料の一元管理を図るため、文化財の資料・写真などをデジタルデータとして収集しアーカイブ化を検討する。

(指標)

- ・ 市内住宅耐震化率 93.0% (R3) →96.0% (R8)

- ・特定空き家の解消率 87.5% (R3) →100% (R8)
- ・土地区画整理事業の整備率 9.7% (R3) →83.7% (R8)
- ・国土調査事業進捗率 44.43 (R3) →46.04% (R8)

(5) 保健医療・福祉

(災害時健康管理体制の整備)

- 各フェーズに応じた具体的な活動内容について、保健所と市の役割分担、関係機関等との連携体制を把握し、平時から災害時の健康管理体制を構築する。

(医療等人材の確保・育成)

- 安全、安心な医療を将来にわたり提供するため、関係機関訪問、募集活動の充実、職場環境の改善、奨学金貸付制度の活用などにより、公立病院、公立診療所の医師、看護師など医療スタッフの計画的な確保を重点的に進める。また、研修や資格取得等をつうじて、職員の専門性や知識の向上を図る人材育成を行う。

(医療機関の機能強化)

- 中津川市民病院では、災害派遣医療チーム (DMAT) を保有しており、定期的な災害対応訓練を実施し、広域災害対応訓練への参加や、実際の災害派遣を通じて、さらに日々専門技術の向上を図っている。引き続きDMATの機能の維持向上を推進していくとともに、DMAT 隊が得た知識と経験を防災訓練の参考とするなど、知識と経験を共有する。

(災害拠点病院等の耐震化の促進)

- 災害拠点病院や社会福祉施設等は、災害時に必要な施設であることから、助成制度の周知を図り、引き続き耐震化、防火体制の強化、長寿命化を進める。
- 民間の社会福祉施設に対し、施設の指導や監査の場などを活用して耐震化を促すなど、あらゆる機会を活用して耐震化率の向上を図る。

(社会福祉施設におけるエネルギー確保)

- 社会福祉施設の非常用自家発電設備の整備を促進するとともに、最低3日間分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう、引き続き監査時等において指導する。

(指標)

- ・公立病院常勤医師数 54 人 (R3) →50 人 (R8 維持)
- ・医師貸付者数 18 人 (R3) →22 人 (R8)

(6) 産業

(本社機能の誘致・企業立地の促進)

- 従業員の移住や若者の市外流出防止などに加え、都市部に集中する企業のリスクを分散し国全体の強靱化を図るため、中津川西部テクノパークの整備や市内遊休土地等を活用した首都圏等に立地する本社機能の移転促進、中核的研究開発機能等の

誘致に向けた取り組みを推進する。

(BCP等の策定支援)

- サプライチェーンの維持において、企業の事業継続や早期復旧が最も重要であり、「事業継続計画(BCP)」や令和元年7月施行の中小企業強靱化法で定められた新制度である、中小企業等が策定する「事業継続力強化計画」を策定しようとする企業に対し、商工団体と連携し、セミナー開催などを通じて計画策定の支援を行う。

(企業備蓄の推進)

- 災害発生後で混乱する中、事業所が従業員を一斉に帰宅させることにより、交通結節点等各所で混雑が発生し、集団転倒の発生や、応急救助活動の妨げとなることが考えられるため、「むやみに移動を開始しない」ことが基本原則であり、平時から企業等の協力により従業員に周知するよう働きかけるとともに、BCP(事業継続計画)の策定の支援等を通じて、企業等に対し、帰宅困難になった場合に従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことや、必要な物資の備蓄等を促す。

(観光地等の風評被害防止対策の推進)

- 大規模災害発生時に報道等で災害県が被災していると繰り返し取り上げられることにより、被災していない地域まで被災しているとの風評被害が発生する場合があることから、岐阜県と連携しながら国内外に正確な情報を発信するとともに、タイミングを見極めながらプロモーション支援等の適切な対応を実施する。

(指標)

- ・ 誘致した企業の数 1社 (R3) → 4社 (R8 累計)
- ・ 西部テクノパークの整備率 12.30% (R3) → 52.54% (R8)

(7) ライフライン・情報通信

(上下水道施設の耐震・老朽化対策の推進)

- 水源などの施設及び管路の耐震化を進める必要があるため、防災上重要な基幹施設として位置付けた施設のうち、耐震対策が必要な水源地、配水池、基幹管路及び防災上重要な管路について、優先的に耐震化を図ってきており、当市地域防災計画や別途策定する水道施設更新計画等との整合、管路耐震化計画や道路改良等に伴う支障移転にあわせて、更なる水道施設の耐震化を推進する。
- 布設後 40 年以上経過し、耐震性・漏水等の課題がある基幹管路(導水管・送水管・配水本管)について、老朽度、緊急度、重要度等の優先度に基づく水道施設更新計画を策定し、管路更新を推進する。

(上下水道施設の非常用電源確保対策)

- 自然災害等による長時間停電発生の際、水道施設の監視や水道水のポンプ施設等の停止により水道水の給配水ができなくなる恐れがある。安定して水道水を供給するため、停電に備え、自家発電施設の整備や、可搬式自家発電機による各施設の電

源切替盤の整備等、水道施設の停電対策を順次行う。

(浄水場の整備)

- 水質汚染に対応し安心して安全な水道水を供給するため、高度浄水施設等整備費を活用した紫外線処理施設の整備や、塩素滅菌のみの浄水場については、浄水処理施設整備、また、浄水場の運転に必要な監視装置・弁類・センサー等の整備・更新を適宜行う。

(合併処理浄化槽への転換促進)

- みなし浄化槽（単独処理浄化槽）やくみ取り便所を使用している家庭からの生活雑排水は、生活環境の悪化につながり、災害時には生活環境が更に悪化することが想定されるため、中津川市循環型社会形成推進地域計画に基づき、補助金や啓発活動を通じて合併処理浄化槽への更なる切り替えの促進に努める。

また、平成13年度以降、みなし浄化槽（単独処理浄化槽）を設置することができなくなり、それ以前に設置されたみなし浄化槽は老朽化が進んでいるため、災害時にはトイレを使用できなくなる恐れがあり、感染症等の拡大が懸念されるため、合併処理浄化槽への切り替え促進に努める。

(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)

- 地域資源を活かした再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの創出と活用の取組みを検討するとともに、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備や木質バイオマス発電の導入等を推進する。
- 大規模災害時における電力供給源として木質バイオマス発電を活用できるよう、木質燃料の安定供給を図るため、各地域に即した木質バイオマスエネルギー循環システムの導入を推進する。

(電力の確保と迅速な復旧)

- 停電時における復旧や市民への情報提供を迅速化するため、中部電力と日頃から顔の見える関係（連絡体制、災害時の人員派遣等）を構築するとともに、市が管理する道路等の障害物の除去を迅速に行えるよう協力関係を築く。

(指標)

- ・ 水道施設耐震化率 管路 14.4% (R3) →17.1% (R8)
- ・ 市民の再生可能エネルギー設備等の導入による温室効果ガス削減量 6130t (R3) →7418t (R8)

(8) 行政機能

(消防デジタル無線通信設備および消防指令システムの充実)

- 東濃5市による消防通信指令業務の共同運用を行い、他の消防本部との連携・協力体制の強化や消防指令システムの標準化に取り組む。あわせて、現在の消防デジタル無線通信環境の充実・強化に向けた検討を進める。

(消防力の強化)

- 迅速な消防活動を展開するための阻害要因の一つが消防車両の老朽化による性能低下や故障であり、この阻害要因を排除するため、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用し、定期的な車両更新を行う。
また、緊急消防援助隊の登録車両の更新に伴い、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用し、資機材の充実を図る。
- 緊急消防援助隊中部ブロック訓練や岐阜県大隊の訓練への参加を継続して実施し、部隊の災害対応能力の維持・向上を図る。

(水利の確保)

- 大規模災害時では、水利の確保が重要となってくるため、消防防災施設整備費補助金を活用して、耐震性貯水槽（地下式防火水槽）を建設する。
また、現在、飲料水兼用の耐震性貯水槽は3基しかないため、今後は、飲料水兼用の耐震性貯水槽の建設も考慮する。

(消防団拠点施設の統廃合による拡充)

- 広大な面積を有する本市において、消防団は消防署だけでは不足する人命救助や初期消火活動など極めて重要な役割を担っているため、地域防災の中核として活躍している消防団の拠点である消防団器具庫の統廃合を伴った建設等を計画的に行う。

(初期消火対策)

- 大規模地震発生時に火災が多発した際に消防団や、女性防火クラブ等による初期消火を目的とし、消火栓整備及び定期的な更新を計画的に進める。
- 大規模地震発生時に火災が発生した際、消防団が消火や延焼拡大防止のため、小型動力消防ポンプや防火衣及び災害に対応するための資機材の計画的な更新・購入を行うとともに、訓練指導等を行うことで活動を支援する。

(リニア中央新幹線岐阜県駅周辺の防災拠点整備)

- リニア中央新幹線岐阜県駅は広域の交通拠点であり、大規模災害により交通の大動脈が分断する事態に備え、防災機能の確保と駅利用者の利便性向上、地域交流の促進等のため、社会資本整備総合交付金を活用して、(仮称)観光ターミナルの整備を図る。

(小学校の統廃合等)

- 避難所となる小学校の老朽化対策及び適正規模とするため、学校規模等適正化基本計画に基づき総合的かつ計画的な整備を進める。

(学校施設等における空調設備の整備促進)

- 特に夏季の 気温や湿度が高い日には、生活環境、作業内容、体調等の状況次第で被災住民やボランティア等の方々が熱中症にかかる危険性が高まるため、避難所となる小中学校施設等への空調設備整備を促進していく。

(学校給食調理場の統廃合等)

- 避難所の炊事場所となる調理施設を、老朽化対策及び適正規模とするため、総合的かつ計画的な整備を進める。

(発達支援センターの施設整備)

- 災害時に自立して避難ができない子ども達の生命を守るため、また、児童発達支援ニーズの高まりや重度心身障がい児、医療的ケア児への対応のため、施設の増築や設備整備等、総合的かつ計画的な管理を進める。

(自立・分散型エネルギー設備の導入)

- 災害時に電気等のエネルギーインフラが途絶える事態に備え、通信、照明、暖房、給湯に必要なエネルギーが利用できるよう、太陽光、木質バイオマスなどの再生可能エネルギーや蓄電池、高効率照明、燃料電池などを組み合わせた「自立分散型のエネルギーシステム」を学校施設・地域の防災拠点・避難所となる公共施設等への整備を施設計画の見直し時などで検討する。

(防災拠点としての庁舎機能の向上)

- 市役所本庁舎及び各出先事務所は、災害時の拠点として、極めて重要な施設であり、建物の耐震性能等の強化や、非常電源設備（発電機、貯蔵燃料等）の拡充・設置、災害対策本部室の常設など、防災機能を充実させた機能の向上を進める。

(道の駅の機能強化)

- 東日本大震災などでは、「道の駅」が被災者の一次避難場所として利用され、防災拠点や復興支援拠点としての機能を果たしたことを踏まえ、「道の駅」が災害時に防災拠点として利用できるよう、災害情報の提供、非常用電源の確保、非常用物資の備蓄、防災用トイレの設置等を検討し、防災機能を強化する。

(孤立集落の発生に備えた資機材や通信手段の確保)

- 集落が孤立しても自立的な生活が継続できるよう、飲料水、食料、生活用品等の個人での備蓄（1週間分程度）を呼びかけていく。
- 孤立集落に支援を行う上で通信の確保は不可欠であり、非常通信手段として防災行政無線を整備しているが、固定電話、携帯電話共に使用できない場合の通信手段や非常用電源の整備確保を検討する。

(非常用物資の備蓄促進)

- 家庭等における備蓄について、最低3日分以上の備蓄が奨励されていることから、広報や出前講座などを通じ、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、市における非常用物資の備蓄や、民間企業等と連携した備蓄体制の強化を促進する。

(情報伝達ツールの複数化)

- 災害時に避難指示等の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、主要携帯電話事業者4社の緊急速報メール、デジタル簡易無線機、衛星携帯電話、市民安全情報ネットワークメール、市HP等、多様なツールを確保し、発信の迅速化にも努めているが、複数のツールでの一括配信システムの導入や双方向型コミュニケーションツールの導入、既存システムの改良、新たな通信手段の検討等、一層の充実や迅速化を図る。

(観光客への対応)

- 災害時に外国人を含む観光客が迅速に避難ができるよう、市役所他部署や観光協会等と連携し、既存避難誘導マニュアルを観光客向けや外国語表記にカスタマイズすることを検討する。
- 市HPやヤフー防災速報により避難所情報や緊急時間合せ先等をお知らせすることや、観光協会等と連携しスムーズな伝達方法について協議を進め、災害情報の伝達体制を強化する。

(指標)

- ・ 消防本部の消防車両等の更新車両数 1台 (R3) → 1台 (R4)、1台 (R5)、1台 (R6)、3台 (R7)、2台 (R8)
- ・ 消防団器具庫数の統合 71か所 (R3) → 67か所 (R8)
- ・ 中津川市学校施設等適正配置計画 策定・推進 (R6～)
- ・ 坂本地区学校給食調理場の整備 (R7 完成)

(9) 環境

(火葬体制の確立)

- 災害時の遺体の取扱い、埋葬を的確に遅滞なく行うため、新斎場建設に係る事前調査(生活環境影響調査・地質および測量調査など)の実施、地域説明会、先進地視察、地域調整会議を経て地元合意を得た上で、新斎場の建設地を決定し、老朽化した斎場を更新する。
- 老朽化した斎場について、現況を把握し、将来を見通した上で、公共施設等総合管理計画に基づき、定期的な点検等の実施を経た長寿命化、更新等、総合的かつ計画的な管理を進める。

(災害廃棄物処理施設等の充実強化)

- 災害廃棄物を円滑に処理するため、災害に強靱なごみ処理施設及び車両等の整備により、引き続き処理体制の充実を図る。その内、現処理施設は稼働開始から15年を経過しており、安全で安定的な稼働を継続させるため、老朽化対策として交付金・補助金を活用した基幹的設備改良を行う。
- 新ごみ処理施設建設には最低でも10年間の期間を要し、早急な取り組みが必要となっているため、広域処理を検討し、近隣市との連携を模索し、広域化による建設・運営を目指す。また、現ごみ処理施設と併設されている有害鳥獣処理施設の老朽化による修理が欠かせないため、新ごみ処理施設建設時に同施設の建替えを行う。

(指標)

- ・メモリアル施設の建設地の決定 R3 検討中→R8 建設地選定、建設着手

(10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成

(住民主体での避難対策の強化)

- 避難情報を発令しても適切な避難行動をとる市民は少なく、災害時に多くの犠牲者が出てしまう恐れがある。関係機関や自主防災会と連携し、「自助」「共助」の推進と避難の重要性を周知し、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」の作成により、災害の種類や程度によって、どこに避難するか、避難方法をあらかじめ決めておく取組みを推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげる。

(地域住民による避難所開設運営)

- 地域住民で避難所を自主的に開設運営できるよう、避難所ごとの避難所開設・運営マニュアルの地域関係者でつくる委員会での作成を支援し、そのマニュアルの実効性を高めるための訓練を実施し、必要に応じて見直しを行う。

(防災士育成)

- 自主防災組織の強化のため、高度な防災知識と技能を有する防災士を引き続き育成し、地域の避難から復旧復興までの共助力の向上を図る。また、育成した人材がそれぞれの地域で活躍できるよう、スキルアップ研修の開催や地域活動機会の創出を促進する。

(要配慮者支援の推進)

- 一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、要支援者名簿を自主防災会や民生委員等へ事前に提供し、避難支援等の内容を検討していただく取組みに加え、避難支援を行う者や方法・避難場所・避難経路などを記載した個別避難計画の策定が進むよう自主防災会を支援する。

(消防団員等人材の確保・育成)

- 消防団員の確保対策として県の事業（消防団協力事業所支援減税制度、消防団インセンティブ制度）を推進し、さらに広報等で団員の確保に引き続き努めるととも

に、消防団設備整備補助金を活用して消防団員の安全装備を充実させる。また、消防団員の待遇向上など効果的な確保対策を検討する。

(指標)

- ・個別避難計画の策定数 267 件 (R3) →317 件 (R8)
- ・避難所運営マニュアルの策定率 38.63% (R3) →50% (R8)
- ・防災士の育成 491 人 (R3) →741 人 (R8)
- ・消防団員の充足率 87.9% (R3)→90.0% (R8)

(11) 官民連携

(支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化)

- 支援物資の受入れからラストマイル輸送までの混乱をなくし、的確に被災者ニーズを把握し、被災者に必要な支援物資を迅速かつ適量を届けられるよう岐阜県や各協定締結団体と連携した輸送訓練等を実施し、実効性を確保するとともに、必要な資機材を整備する。

(災害時における食料供給体制の確保)

- 民間企業やJAひがしみのと協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必需物資の調達や運搬を行う等の体制を構築しており、平常時から協定締結先との情報交換や訓練参加により関係強化を図る。

(救急医療提供体制の強化)

- 恵那医師会(医療救護活動、医薬品等の調達)、中津川歯科医師会(歯科医療救護)、薬剤師会(医療救護活動)と災害時の協定、覚書を締結し、医療・救護活動を実施できる体制を整えているが、医療・救護活動が円滑に行えるよう必要に応じて情報交換を行っていき、時間経過に応じた医療・救護活動が実施できるよう医療機関との連携体制を整備する。

(応急住宅対策)

- 災害後の迅速な復旧体制の整備や、借上げ型応急仮設住宅を円滑に提供するための体制を協定締結団体と構築する。

(ボランティア対策)

- 災害ボランティアに対し、大規模災害が発生した際、初期対応に遅れが生ずることなく円滑かつ効果的に活動が出来るよう、中津川市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、災害時福祉ボランティア活動計画や災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づき、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を継続して実施し、実効性を確保する。

(12) メンテナンス・老朽化対策

(公共施設等の総合的かつ計画的な管理)

- 公共施設等の中には、防災拠点、避難所、緊急輸送道路となるものが多くあり、

公共施設等の現況を把握し、将来を見通した上で、公共施設等総合管理計画に基づき、定期的な点検等の実施を経た耐震補強、長寿命化、新設、更新、統廃合等、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進める。

(学校等施設の老朽化対策)

- 避難所となる学校等施設は、昭和 40 年代から 60 年代前半の建築物が多く、施設の老朽化がすすみ耐震化・バリアフリー化・トイレの洋式化等も含め大規模な改修が必要となっている。長期的な視点を持って施設の更新・長寿命化などを実施するため、個別計画の修繕の老朽化状況に優先順位をつけ、国・県の補助を活用しながら改修を進め、避難生活環境と安心して学び生活する環境の整備を行う。

(公立保育所の老朽化対策等)

- 災害時に自立して避難ができない子ども達の生命を守るため、また、一時避難所としての生活環境を確保するため、給排水も含めた施設の老朽化が著しい公立保育所の施設整備等、施設適正化計画を策定し総合的かつ計画的な管理を進める。

(民間保育所等の施設整備)

- 災害時に自立して避難ができない子ども達の生命を守るため、また、子どもたちの快適な幼児教育、保育環境を適切に提供することに加え、安心安全な環境を提供するため、施設の整備要望に応じて適切な支援を行う。

(公営住宅等の整備)

- 被災者の入居先を確保するため、長寿命化計画に基づき、老朽化した公営住宅等の整備を進めるとともに、危険な住宅については、廃止し撤去を行う。

(道路構造物の長寿命化)

- 防災拠点施設への緊急輸送ネットワークの確保のため、緊急輸送道路の橋梁耐震補強補修工事を優先的に行うとともに、道路構造物（橋梁、トンネル、横断歩道橋、舗装等）について、定期点検を実施しながら、橋梁の重要性、優先性、点検結果に基づき計画的な耐震化、補修による長寿命化を行う。

(防災ダムの維持管理)

- 洪水被害の対策として建設された加子母防災ダムについて、機能診断を定期的に行い、診断結果に基づいた補修工事を計画的に実施し、機能保全を図る。

(指標)

- ・ 中津川市幼児教育・保育施設適正配置計画の進捗 公立 20 園 (R3) →公立 13 園
- ・ 公営住宅等の整備戸数 (累計) 272 戸 (R3) →466 戸 (R8)

第5章 計画の推進

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本市の強靱化を進めるには、施策の重点化を図る必要がある。

このため、脆弱性評価の結果を踏まえ、「効果の大きさ」や「緊急度・切迫度」等、下記の視点により総合的に勘案し、特に重点化すべき施策項目を下記のとおり設定した。これにより施策の重点化を行い、毎年度の予算編成や国・県への施策提案に反映することとする。

なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

【重点化の視点】

効果の大きさ	災害リスクを回避する上で、どの程度の影響・効果があるか
緊急度・切迫度	災害リスクに照らし、どの程度の緊急性・切迫性があるか
施策の進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか
平時の活用	災害時のみならず、平時においてどの程度活用できるか
国全体の強靱化に対する貢献	国全体の強靱化にどの程度貢献するか

【重点化施策項目】

施策分野	重点化施策項目
①交通・物流	<ul style="list-style-type: none"> ・リニア中央新幹線周辺の道路ネットワーク整備 ・幹線道路整備 ・緊急輸送道路ネットワークの確保 ・生活道路ネットワークの確保 ・避難路の安全対策
②国土保全	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・排水路の整備 ・急傾斜地の崩壊対策
③農林水産	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の適切な保全管理 ・災害に強い森林づくり ・地域で行う水路・農道等の管理
④都市・住宅／土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・民間建築物の耐震化 ・公園整備の促進 ・地籍調査の促進
⑤保健医療・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・医療等人材の確保・育成
⑥産業	<ul style="list-style-type: none"> ・本社機能の誘致・企業立地の促進
⑦ライフライン・情報通信	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設の耐震・老朽化対策の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道施設の非常用電源確保対策 ・浄水場の整備
⑧行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ・消防デジタル無線通信設備の充実 ・消防力の強化 ・水利の確保 ・リニア中央新幹線岐阜県駅周辺の防災拠点整備 ・小学校の統廃合等 ・学校給食調理場の統廃合等
⑨環境	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬体制の確立
⑫メンテナンス・老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等施設の老朽化対策 ・公立保育所の老朽化対策等 ・民間保育所等の施設整備 ・道路構造物の長寿命化

2 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢の変化や、国及び県、本市の国土強靱化施策の推進状況等を考慮し、概ね4年ごとに計画の見直しを実施する。進捗状況については、総合計画担当課と連携して把握する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。

地域防災計画等、国土強靱化に係る市の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図るものとする。

中津川市国土強靱化地域計画

中津川市防災安全課

令和2年10月作成

令和6年 4月改訂